

京都市自転車走行環境整備ガイドライン【概要版】

平成28年10月
京都市

京都市自転車走行環境整備ガイドライン

1 はじめに

- 京都市自転車走行環境整備ガイドライン（以降、「本ガイドライン」という。）は、平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」に基づき、自転車走行環境の「みえる化」を進めるため、標準的な考え方等を示した整備マニュアルである。
- 本ガイドラインに基づき、整備する車道上の矢羽根や自転車マーク等については、自転車専用通行帯以外の場合、その上を必ず走行しなければならないというものでなく、あくまでも車道走行を推奨するものである。自転車の走行が可能な歩道では、直ちに停止できる速度（徐行）であれば、歩道上も走行可能である。

2 適用範囲

- 本ガイドラインでは、「京都・新自転車計画」の3つの重点地区（都心部地区、西院地区、らくなん進都地区）を対象に面的なネットワーク整備を進めていく。

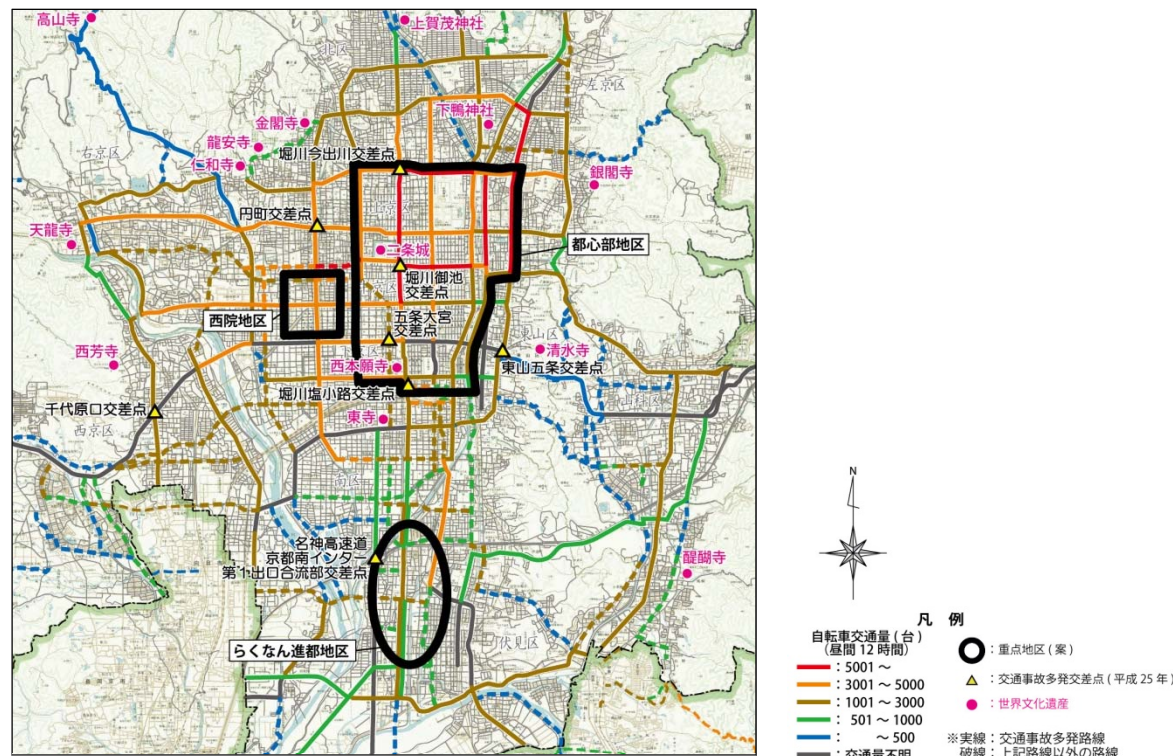


図. 重点地区

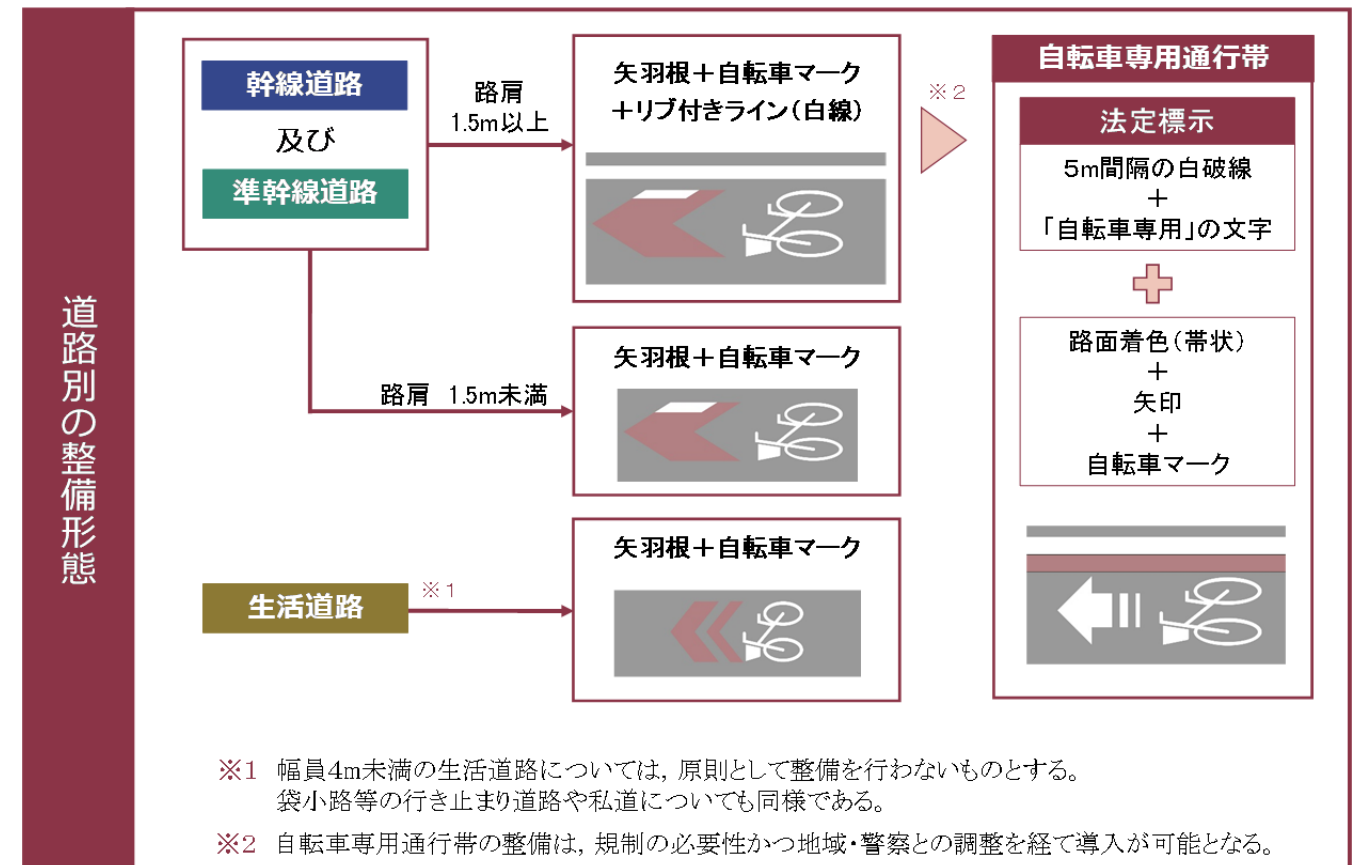
3 自転車走行環境整備のポイント

- ◎歩行者の安全を第一とした整備
- ◎「自転車は軽車両であり車の仲間である」という大原則を踏まえ、車道の左側に自転車の走行環境を整備
- ◎自転車歩行者道における自転車走行位置の明示は行わない
- ◎自転車走行環境整備に伴う自転車横断帯撤去の検討
- ◎自転車走行の連続性を確保する
- ◎駐停車・荷捌き車両対策による自転車の安全性及び快適性の向上

4 本ガイドラインにおける道路の分類

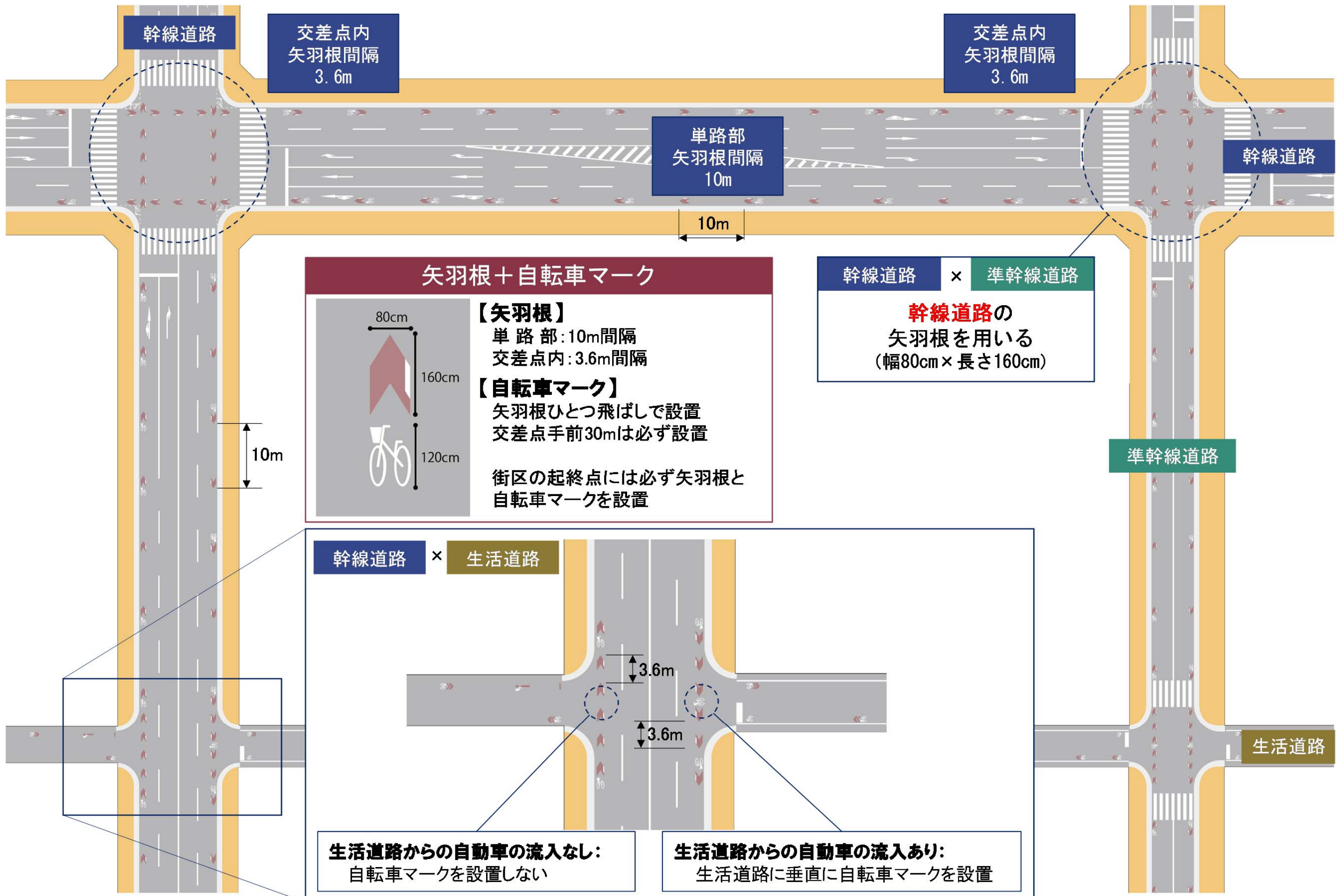
道路区分	概要	
幹線道路	都市の骨格を形成するみち(4車線以上のみち等)。	
準幹線道路	幹線道路以外で歩道(片側含む)がある2車線のみち。	
生活道路	幹線道路又は準幹線道路以外のみち。	
幹線道路	準幹線道路	生活道路
例) 今出川通, 河原町通等	例) 東一条通, 寺町通等	例) 押小路通, 室町通等 (原則幅員4m以上が対象)

5 自転車走行環境整備フロー

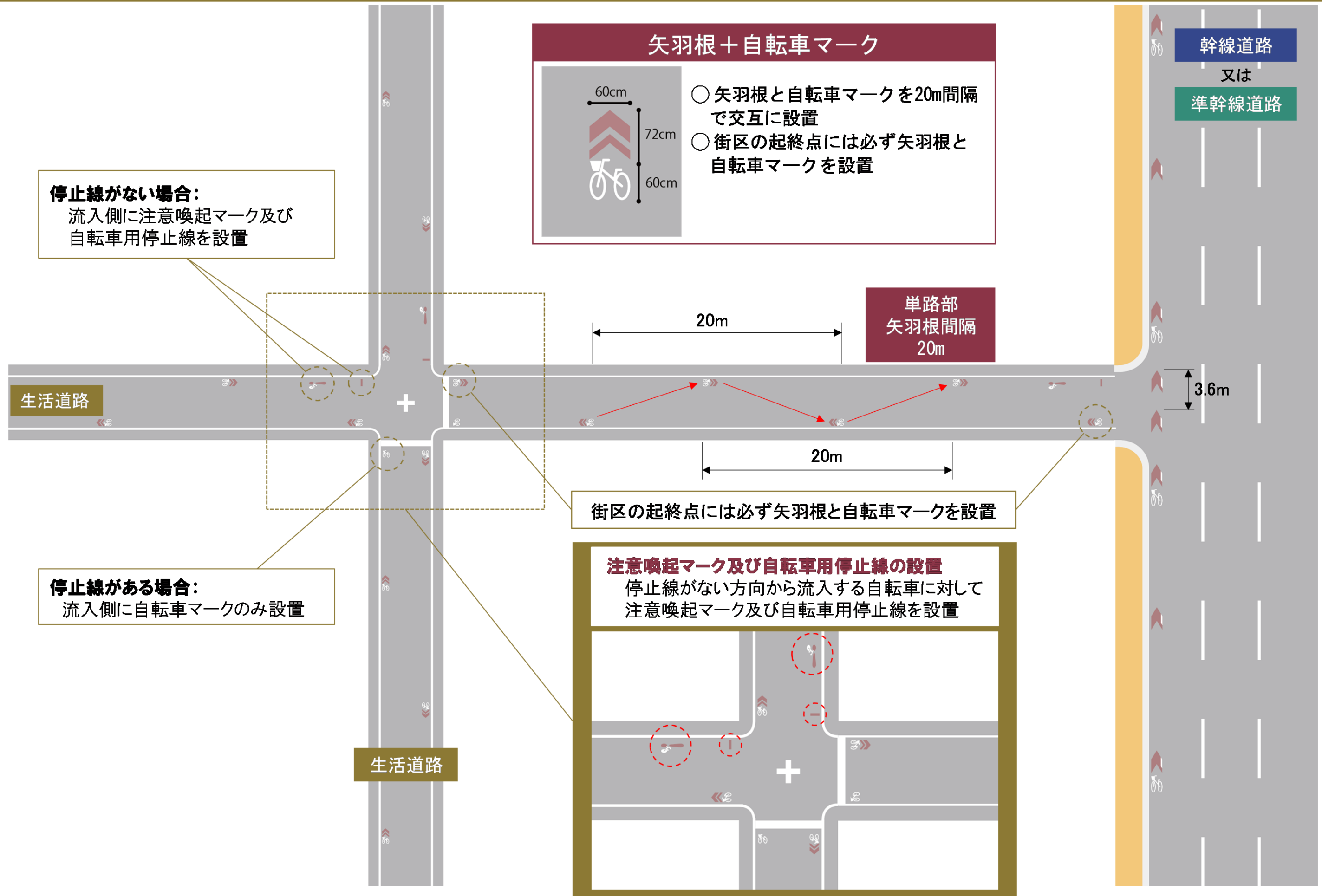


- 安全上改善が求められる路線については、**自転車道（一方通行）**を検討するものとする。
- 3つの重点地区以外で、大型車の交通量が多い郊外の整備形態については、今後改めて検討を行うものとする。

<幹線道路整備基本方針>



<生活道路整備基本方針>



発行：京都市建設局自転車政策推進室

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL：075-222-3565 / FAX：075-213-0017



平成28年10月

京都市印刷物第 283091 号